

平成22年第1回砂川市議会定例会

平成22年3月17日（水曜日）第7号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 8号 平成22年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第24号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第23号 空知教育センター組合理約の変更について
- 日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 監査報告
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 6 意見案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める意見書について
意見案第2号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見書について
意見案第3号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書について

意見案第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について
議案第 8号 平成22年度砂川市一般会計予算
議案第 9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算
- 日程第 2 議案第24号 平成21年度砂川市一般会計補正予算
- 日程第 3 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第23号 空知教育センター組合理約の変更について
- 日程第 4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 報告第 1号 監査報告
報告第 2号 例月出納検査報告
- 日程第 6 意見案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める意見書について
意見案第2号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見書について
意見案第3号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書について

意見案第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書について

○出席議員（13名）

議長 北谷文夫君
議員 矢野裕司君
飯澤明彦君
吉浦やす子君
尾崎静夫君
辻勲君
沢田広志君

副議長 東英男君
議員 武田圭介君
中江清美君
一ノ瀬弘昭君
土田政己君
小黒弘君

○欠席議員（1名）

増田吉章君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	菊谷勝利
砂川市教育委員会委員長	柴田良一
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾我治彦
砂川市農業委員会会長	奥山俊二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	小原幸二
市立病院院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	善岡雅文
市民部長	井上克也
経済部長	栗井久司
建設部長	西野孝行
建設部技監	金田芳一
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
市立病院事務局技監	中村俊夫
総務課長	古木信繁

広 報 広 聴 課 長 湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 四 反 田 孝 治

教 育 次 長 森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 善 岡 雅 文

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 角 丸 誠 一

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 石 川 早 苗

開議 午後 3時45分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 休会中の本会議を再開いたします。
本日の会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長 北谷文夫君 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 北谷文夫君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の
制定について
 - 議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制
定について
 - 議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定につい
て
 - 議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定に
ついて
 - 議案第 8号 平成22年度砂川市一般会計予算
 - 議案第 9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算
 - 議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第15号 砂川市奨学金条例を廃止する条例の制定について、議案第16号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第21号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第8号 平成22年度砂川市一般会計予算、議案第9号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第10号 平成22年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第11号 平成22年度砂川市老人医療事業特別会計予算、議案第12号 平成22年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成22年度砂川市病院事業会計予算の14件を一括議題とします。

第2予算審査特別委員長の報告を求めます。

第2予算審査特別委員長。

○第2予算審査特別委員長 尾崎静夫君（登壇） 第2予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3月16日、17日に委員会を開催し、委員長に私尾崎、副委員長に中江清美委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第8号及び第13号は起立により、議案第15号から第21号まで、第9号から第12号まで及び第14号の平成22年度特別会計、事業会計の5会計予算は簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより第2予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで第2予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、議案第8号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は、議案第8号 平成22年度砂川市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

市長は市政方針演説で、3期目の任期の締めくくりの年であり、第5期総合計画最終の予算であるとして、新たな発想で市民が望むまちづくりを進めると述べましたが、本予算を見ると、世界や国政の大きな変化、特に新政権がコンクリートから人へ、命を守る予算という鳩山首相の理念に基づく政府予算がつくられている折、今国会で審議されております。また、長引く不況や深刻な経済危機のもとで国民の暮らしは底なしの悪化を続けるという政治や経済情勢の変化、市民の多くの声に耳を傾けた予算になっていないのは非常に残念であります。地方自治体の最大の任務は、住民の安全を守り、福祉の増進を図ることです。大綱質疑でも述べましたように市内では昨年からことしにかけて多くの火災が発生し、連続の死者が出ています。ひとり暮らしの方の孤独死も近年に多くなってきました。また、長引く不況と深刻な経済危機のもとで、市内でも中小企業の倒産、廃業や農家の離農もふえており、失業、雇用問題は極めて深刻であります。こうした情勢のもとで、住民の安全、安心をどう守るのか、中小企業や基幹産業である農業をどう振興させ、地域経済の活性化と住民福祉の充実を図るか、市独自の施策や新たな発想は見当たりません。世界が変わり、政権が変わり、市民も新しい市政への転換を求めています。公営住宅の建設や生活道路の整備など一定の市民の声を取り入れた内容もありますけれども、公約違反の後期高齢者医療制度を批判することなくそのまま導入したり、土地開発公社、振興公社の経営支援という名でこれまでの経営内容や責任問題を市民に明らかにせず2億6,000万という多額の税金を投入したり、無利子で貸し付けすることは、到底市民の理解を得ることはできません。

よって、本予算に賛成はしがたく、反対するものであります。よろしくご賛同のほどお願いし、反対討論といたします。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員（登壇） 私は、議案第8号 平成22年度砂川市一般会計予算に賛成の立場で討論を申し上げます。

現在の地方財政を取り巻く状況は、景気の低迷が長期化し、回復が厳しい状況の中、国税収入の大幅な落ち込みから構造的な財源不足に陥っています。このような中、平成22年度の一般会計予算は、景気悪化による市税の減収が5,800万円余りと大きいものの、地方交付税においては地域主権に向けた改革で、自主財源の確保の観点から国において1.1兆円が増額されたことにより前年度を上回る額が確保され、また公債費の抑制、将来的な負担を軽減した中、基金繰入金も最小限にとどめ、安定した財政運営を目指していると考えます。政策面では、南吉野、石山両公営住宅整備の継続や、道路整備、学校耐震化などの公共事業の実施は、平成21年度補正分と合わせ、前年度を大幅に上回る事業費を確保し、地域経済の活性化に向けた施策を図り、また雇用の確保、確保を行っているほか、ハートフル住まいる事業の継続や、公営住宅等長寿命化計画による改善工事の実施など、一層の快適、安全な住環境整備の充実を目指しています。また、砂川振興公社に貸し付け

を行った中で公社経営の安定化に向けた政策判断も示されているなど、地域経済の活性化や発展など、市民生活の安全、安心に配慮したものであると考えます。

以上のことから私は、今後の見通しが不透明な中、財政健全化法も考慮し、経費抑制に努力を払い、将来的な住民負担も踏まえた中で、住んでよかったと実感できるまちづくりに向けた予算であると考え、平成22年度一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと考えます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の討論といたします。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 私は無所属の会を代表して、議案第8号 平成22年度砂川市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

平成22年度一般会計予算は、国の地域活性化の意味も含めた地方交付税、国庫支出金の増により、振興公社の2億円の貸付金、建設事業費の前年比3億円増の計上もありながら、基金の取り崩しをしないで編成されています。しかし、今後の国、地方を含め、約862兆円にも及ぶ長期債務残高、税収を大きく上回る国債の発行などを考えるとき、今後の砂川市の厳しい財政運営が予想されるところでもあります。特に平成22年度予算に計上された砂川振興公社貸付金について申し述べます。振興公社は、民間金融機関に対する長期、短期を含む約3億5,000万円の借入金があります。その債務保証をしている砂川市は、公社解散時に市の貸付金3億2,000万円と原状復帰費用を含め、約8億円の財務処理を行わなければならない、基金を取り崩すことなく、振興公社の長期借入金の全額と短期借入金の一部を返済するために、今回2億円を貸し付けるタイミングとしては理解できるところです。しかし、振興公社への2億円の貸付金は3月補正段階で充当可能基金残高が11億5,000万円になったことも大きな要素であると考えますが、ここの基金残高は基金が底をつくとも言われていた平成12年、16年、19年に行われた3回に及ぶ行財政改革により人件費の削減や市民サービスの削減によって積み上がったことも事実です。そのような状況の中で行われる振興公社への2億円の貸し付けに際し、3点申し上げます。まず、1点目は、振興公社はオアシスゴルフ場及び練習場のさらなる経営改善を図り、現在ある借入金の早期返済を使命とすること、2、砂川市は平成25年度を期限とする第三セクター等改革推進債の活用も意識し、砂川振興公社の解散も含めて経営状況を注意深く見守ること、3、振興公社は事業を行うに当たり、市内の雇用の増進、市内企業の活性化に寄与できるような運営をすること。

以上を申し添え、今後振興公社が自助努力で自律的な経営を目指されることを望みながら、賛成討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願い

ます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を差別し、差別医療と、保険料を年金から天引きという、世界に例のない憲法違反の医療制度であります。民主党は、昨年の総選挙で差別医療を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すことを公約に掲げて選挙で勝利し、政権につきましたが、昨年末後期高齢者医療制度の廃止を4年間先送りすることを決めて国民を裏切りました。その結果、制度は温存され、高齢者の人口の増加、給付費の増において保険料ははね上がる仕組みが発動し、北海道では約5%もの保険料が必要になり、高齢者に大きくのしかかってきております。また、民主党政権は制度を先送りするかわりに、新制度に移行する段階で現制度が抱える問題点を極力解消すると言ってきましたが、全く財政措置をとらなかったため、各自治体の関係者からも余りにも無責任という声が上がっています。

悪法の速やかな廃止という選挙前の公約を破り、後期高齢者医療制度を温存させた上、差別制度の害悪を拡大させないという選挙後の公約もほごにされました。このような憲法違反の制度を直ちに廃止し、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度に変えることを強く求め、本案、本予算に反対をいたします。

○議長 北谷文夫君 矢野裕司議員。

○矢野裕司議員（登壇） 私は、議案第13号について賛成の立場で討論を申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、北海道においては北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村においては保険料の徴収及び被保険者証交付などの窓口業務を行っているところであります。さて、昨年の政権交代により後期高齢者医療制度は平成25年3月で廃止され、同年4月からは新たな高齢者医療制度創設に向けて、具体的に議論されているところであります。現時点でのスケジュールは、本年夏ころまでに基本的な考え方をまとめ、平成23年通常国会に改正法案を提出、法案成立後2年間の

準備期間を経るので、平成25年4月に新制度施行の予定であります。今回提案されました議案第13号 平成22年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算は、本市が行う事務の執行に必要となるものであります。歳入では後期高齢者医療保険料、療養給付費等に係る一般会計繰入金及び広域連合からの健康診査受託収入などであり、歳出では徴収した保険料、療養給付費等の納付金及び健康診査実施などの経費であり、本制度の円滑な実施のために必要となる予算であります。私もこの制度の中には問題があると感じるところもありますが、高齢者の方々が混乱することなく新制度へ移行するために、十分な議論と準備期間も必要であると考えます。

以上のことから私は議案第13号について賛成するものであり、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げ、討論といたします。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号から第21号まで、第9号から第12号まで及び第14号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号から第21号まで、第9号から第12号まで及び第14号を一括採決します。

本案を、第2予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第24号 平成21年度砂川市一般会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第2、議案第24号 平成21年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第24号 平成21年度砂川市一般会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正は、第9号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,570万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億1,093万2,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正であります。4ページ、第2表、繰越明許費補正に記載のとおり、2月臨時議会において補正予算に計上した国の平成21年度第2次補正予算に基づく地域活性化・きめ細かな事業について事業費を追加して、平成22年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金4,957万円の補正は、基金積み立てにより財源調整を図るものであります。

同じく、15目地域活性化・きめ細かな事業費で二重丸、地域活性化・きめ細かな事業に要する経費1,830万円の増は、砂川小学校前庭の測量設計委託、舗装工事に係るものであります。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業は、2月補正予算で計上いたしましたが、臨時交付金の限度額が2次交付により9,079万6,000円となり、2月補正予算に計上いたしました歳出と同額となりましたので、今後の入札などによる執行残を想定し、既に提出した地域活性化・きめ細かな臨時交付金実施計画では交付対象事業の変更は認められないことから、各事業について検討を進めましたが、砂川小学校前庭舗装工事につきましては対象範囲を拡大することで交付対象事業の事業内容の変更をせずに実施できるものでありますので、委託料及び工事請負費の補正を行うものであります。

次に、14ページ、8款土木費、2項2目道路橋梁維持費で一つ丸、除排雪に要する経費4,783万5,000円の増は、平成17年度以来4年ぶりとなる降雪量の増に伴う一斉排雪などを実施したことによる除排雪等委託料の補正であります。

以上が歳出でありまして、歳入については5ページ、総括でご説明を申し上げます。10款地方交付税は1億312万円の補正となりますが、特別交付税で当初予算計上4億5,000万円に対して決定額が5億5,312万円となったことによるものであります。

14款国庫支出金は1,258万5,000円の補正となりますが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費補助金であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第24号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
議案第23号 空知教育センター組合理約の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第23号 空知教育センター組合理約の変更についての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 議案第22号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明をいたします。

変更の理由は、北海道市町村職員退職手当組合の構成団体である網走支庁管内町村交通災害共済組合及び胆振西部衛生組合が解散、脱退するため、本規約を変更しようとするものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと存じます。左が現行、右が改正後となっております。別表の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表の項中「胆振西部衛生組合」を削るものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうからは、議案第23号 空知教育センター組合理約の変更についてご説明申し上げます。

本組合理約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、規約を変更するものであります。

規約の変更の理由といたしましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う支庁名の変更並びに幌加内町の脱退のため、規約の一部を変更しようとするものであります。なお、本組合理約の改正につきましては、平成22年4月1日の施行を

予定していることから、本組合の構成市町では本年3月の議会に議案として提出を予定しているものであります。

規約の変更の内容につきましては、議案第23号附属説明資料の新旧対照表でご説明いたします。3ページをごらんいただきたいと存じます。新旧対照表の向かって左が現行、右が変更後となっており、改正部分はアンダーラインで表示しております。規約の第1条は、目的規定であり、現行の条文中「空知支庁」を変更後「空知総合振興局」に改めるものであります。

第3条は、組合を組織する地方公共団体の規定であり、現行の条文中「沼田町及び幌加内町」を変更後「及び沼田町」に改めるものであります。

第4条の共同処理に、処理する事務、第8条の議決方法の特例、4ページの第15条、経費の支弁方法の第2項第3号の各規定につきましては、現行の各条文中「23市町」を変更後「22市町」に改めるものであります。

3ページにお戻り願います。第6条は、議会の組織及び議員の選挙の方法の規定であり、現行の条文中「25人」を変更後「24人」に改めるものであります。

4ページをお開き願います。なお、変更後の規約につきましては、附則として、この規約は、平成22年4月1日から施行すると定めております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長 北谷文夫君 これより議案第22号及び第23号の一括質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第22号及び第23号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第22号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第4、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) ただいま上程をいただきました諮問案第1号、人権擁護委員の推薦についての意見を求める案件でございますけれども、現委員でございます其田晶子氏は、平成22年6月30日をもって任期が満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、次の者を推薦をいたしたいと存じます。

引き続き其田晶子氏にお願いをいたしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましては、裏面に記載のとおりであります。

○議長 北谷文夫君 これより、諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決をします。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定いたしました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告

報告第2号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第6 意見案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める意見書について

意見案第2号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対

策の強化を求める意見書について

意見案第3号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進
を求める意見書について

意見案第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める
意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第6、意見案第1号 雇用・能力開発機構「地域職業訓練センター」の存続を求める意見書について、意見案第2号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見書について、意見案第3号 食料供給力の確保に必要な農業生産基盤整備の促進を求める意見書について、意見案第4号 子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成22年第1回砂川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年3月17日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員